

# 浜松市公害未然防止指導要領

## (目的)

第1条 この要領は、主に事業活動に伴って生ずるおそれのある公害を未然に防止し、環境の保全を図ることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要領において「工場等」とは、「別紙」(未然防止指導の対象となる工場等)に定めるところによる。

## (計画書の提出)

第3条 市内に「工場等」を建築しようとする者(以下「申請者」という。)は、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築物の確認申請をする前に、「工場等新(増・改)築計画書(別記様式)」(以下「計画書」という。)1部を市長へ提出して確認を受けなければならない。

## (計画書の確認)

第4条 市長は、前条の規定に基づき計画書を受理した場合においては、受理した日から14日以内に、当該計画の内容を確認し、必要な場合には、公害を未然に防止するための指導を行ない、計画書の写しに確認日を記載し申請者に交付するものとする。

## (事前確約書)

第5条 市長は、第4条の場合において、公害を生ずるおそれがあると認めたときは申請者に、公害の防止についての「事前確約書」を提出させるものとする。

## 付 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

## 付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別紙

## 未然防止指導の対象となる工場等

- 1 工場、作業場
  - (1) 物品（食料品も含む）の製造、加工、組立又は修理（整備）業のいずれかを営むもの
  - (2) 自動車の給油施設又は高圧洗浄機が設置されるもの
- 2 旅館、会社又は団体の宿泊所、集団給食施設
- 3 店舗
  - (1) 営業に係る調理加工を行うもの
  - (2) 営業に係るカラオケ装置が設置されるもの
- 4 病院、診療所、介護施設
- 5 畜舎、鶏舎その他の動物舎、動物宿泊施設のある動物病院
- 6 倉庫、機械室、ボイラー室、電気室その他これに類するもの  
（ただし、農機具類の保管に用いるもの、小売店舗及び事務所の一部に設置するもの並びに住宅に附帯するものは除く。）
- 7 「静岡県地下水の採取に関する条例」及び「浜松市旧細江地域自治区及び旧三ヶ日地域自治区地下水の採取の適正化に関する条例」の対象となる井戸を設置するもの
- 8 その他、環境保全関係法令に係る特定施設等が設置される可能性のある建築物

### 備考

環境保全関係法令とは大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例をいう。

別記様式

## 工場等新（増・改）築計画書

平成 年 月 日

浜松市長 鈴木 康 友

申請者 住所 印  
氏名  
( 法人にあってはそ  
の名称及び代表者 )  
Tel

建築場所	浜松市 区		
事業内容			
工事種別	新築（新規・建替）・増築・改築・その他（ ）		
使用者	住所 (Tel ) 名称 代表者名	担当者名	
申請代理者	住所 (Tel ) 設計事務所	担当者名	
敷地面積	m <sup>2</sup>	建築物延べ面積	申請分 m <sup>2</sup> 既存分 m <sup>2</sup>
申請建築物用途		業 種	
既存建築物用途		用途地域	
操業時間		従業員数	
建物の概要	構造	造 階建	
	屋根		
	天井		
	外壁		
	内壁		
	窓枠（ガラス厚）		
	出入口		
床			
備考		確認日	平成 年 月 日

受付印

### 添付書類

- |                        |             |
|------------------------|-------------|
| 1 設備等一覧表（別掲）           | 6 建物配置図・平面図 |
| 2 使用薬品、有機溶剤、油類等一覧表（別掲） | 7 建物立面図（4面） |
| 3 廃棄物一覧表（別掲）           | 8 建物断面詳細図   |
| 4 公害防止の概要（別掲）          | 9 設備等の配置図   |
| 5 付近見取図（公図写しも含む）       | 10 用排水の系統図  |

（注）この書類を作成するときは、テープ・糊等を使用しないでください。





#### 4 公害防止の概要

1	隣接地の状況	東側		南側		
		西側		北側		
2	騒音の防止	(1) 騒音の発生する施設はありますか 無 ・ 有( ) (2) 屋内に設置される設備の騒音防止方法 (3) 屋外に設置される設備の騒音防止方法				
3	振動の防止	(1) 振動の発生する施設はありますか 無 ・ 有( ) (2) 振動防止方法				
4	水質汚濁の防止	(1) 生活排水や工程排水を公共下水道に接続しますか 全量接続する ・ 一部接続する ・ 接続しない (2) 分離槽の設置 設置しない ・ 設置する (容量: m <sup>3</sup> ) (3) 浄化槽の設置 設置しない ・ 設置する (合併 人槽) (4) 工程排水処理方法 (5) 資材、廃棄物置場等からの降雨等による油(切削油及び食用油を含む)等の流出防止対策				
5	使用水の種類と量	工業用水	上水	地下水	井戸ポンプの吐出口径	その他
		m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	mm	m <sup>3</sup> /日
6	ばい煙の防止	(1) ボイラー等のばい煙を発生施設はありますか 無 ・ 有( ) 有の場合使用燃料の種類は何ですか ガス ・ 重油 ・ その他( ) (2) 焼却炉はありますか 無 ・ 有( ) (3) ばい煙防止方法				
7	粉じんの防止	(1) 粉じんの発生又は飛散する施設はありますか 無 ・ 有( ) (2) 粉じん防止方法				
8	悪臭の防止	(1) 悪臭発生の原因となりうる施設又は作業はありますか 無 ・ 有( ) (2) 排気口はありますか 無 ・ 有(排気口の種類 ) (3) 悪臭防止方法				
9	光害の防止	(1) 屋外照明設備はありますか 無 ・ サーチライト ・ 公告灯 ・ その他( ) (2) 光害防止方法				
10	化学物質による環境保全上の支障の防止	(1) P R T R 法における指定化学物質等を取り扱っていますか 無 ・ 有(2 使用薬品、有機溶剤、油類等一覧表に記載してください ) (2) 指定化学物質等による支障の防止方法				
11	土壌・地下水汚染の防止	(1) 3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質変更はありますか 無 ・ 有 (2) 土壌・地下水汚染の防止方法 (有害物質、油類等を使用している場合、漏洩、流出及び浸透等の防止対策)				